

平成28年4月25日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第17号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第18号 草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
- 議第19号 草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第17号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年4月25日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則および所属職員の人事異動を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則および所属職員の人事異動について

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則および所属職員の人事異動を行うに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

平成28年 3月28日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則  
(草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正)

第1条 草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則(昭和41年草津市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「開校準備室」を削る。

第3条の表中開校準備室の項を削る。

第3条の表文化財保護課の項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 所属する教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。

第3条の表学校教育課の項中第34号を第36号とし、第30号から第33号までを2号ずつ繰り下げ、第29号の次に次の2号を加える。

(30) 校種間連携に関すること。

(31) 大学・大学院との連携に関すること。

第3条の表中学校政策推進課の項を次のように改める。

学校政策推進課	(1) 学校教育の指導助言に関すること(学校教育課の所管する事務を除く。) (2) ICT環境の整備および管理運営教育に関すること。 (3) ICT環境を活用した授業改善に関すること。 (4) ICT環境を活用した業務改善に関すること。 (5) 児童生徒の学力調査に関すること。 (6) 児童生徒の学力向上に関すること。 (7) 特色ある学校政策に関すること。 (8) 学校と地域の連携に関すること。 (9) 学校図書館教育に関すること。 (10) 各種体験学習に関すること。 (11) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること(学校教育課の所管する事務を除く。) (12) 課の一般庶務に関すること
---------	---

第4条第1項中「必要に応じ事務局に」の右に「政策監、」を加える。

(草津市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 草津市教育委員会公印規則(平成4年草津市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1および第2を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

公印 番号	公印の名称	ひな型 番号	寸法（ミリ メートル）	用途	管理者
1	草津市教育委員会印	1	方30	委員会名をもって発する文書用	教育総務課長
2	草津市教育委員会教育長印	2	方21	教育長名をもって発する文書用	
3	草津市教育委員会事務局政策監之印	3	方21	政策監をもって発する文書用	
4	草津市教育委員会事務局教育部長之印	4	方21	部長名をもって発する文書用	
5	草津市教育委員会事務局教育部理事之印	5	方21	教育部理事名をもって発する文書用	学校教育課長
6	草津市教育委員会事務局教育部副部長之印	6	方21	教育部副部長名をもって発する文書用	各教育部副部長所 管所属内の連絡調整を所管する所属長
7	草津市教育委員会教育長職務代理者印	7	方21	職務代理者名をもって発する文書用	教育総務課長
8	草津市教育委員会事務局各課、室長之印	8	方21	課、室長名をもって発する文書用	各課、室長
9	草津市立各公民館長之印	9	方21	館長名をもって発する文書用	各公民館長
10	草津市立教育研究所長之印	10	方21	所長名をもって発する文書用	学校教育課長

1 1	草津市学校給食センター所長之印	1 1	方 1 8	所長名をもって発する文書用	学校給食センター所長
1 2	草津市立図書館長之印	1 2	方 2 1	館長名をもって発する文書用	図書館長
1 3	滋賀県草津市立各幼稚園之印	1 3	方 3 0	修了証書用	各幼稚園長
1 4	滋賀県草津市立各幼稚園長之印	1 4	方 1 8	園長名をもって発する文書用	
1 5	滋賀県草津市立各小学校	1 5	方 6 0	卒業証書用	各小学校長
1 6	滋賀県草津市立各小学校長之印	1 6	方 1 8	学校長名をもって発する文書用	
1 7	滋賀県草津市立各中学校	1 7	方 6 0	卒業証書用	各中学校長
1 8	滋賀県草津市立各中学校長之印	1 8	方 1 8	学校長名をもって発する文書用	
1 9	草津市立草津宿街道交流館長之印	1 9	方 1 8	館長名をもって発する文書用	草津宿街道交流館長
2 0	草津市史跡草津宿本陣館長之印	2 0	方 2 1	館長名をもって発する文書用	草津宿本陣館長
2 1	草津市立南草津図書館長之印	2 1	方 2 1	館長名をもって発する文書用	南草津図書館長
2 2	草津市立少年センター所長之印	2 2	方 2 1	所長名をもって発する文書用	少年センター所長

別表第 2 (第 2 条関係)

(1)

(2)

(3)

(4)



草津市教育委員会  
印

(5)

草津市教育委員会事務局長  
印

(9)

草津市立  
公民館  
館長  
印

(13)

滋賀県草津市立  
幼稚園  
園長  
印

(17)

滋賀県草津市立  
中学校  
校長  
印

(21)

草津市立  
市立  
校長  
印

草津市教育委員会  
教育長  
印

(6)

草津市教育委員会事務局長  
副  
印

(10)

草津市立  
教育研究所  
所長  
印

(14)

滋賀県草津市立  
幼稚園  
園長  
印

(18)

滋賀県草津市立  
中学校  
校長  
印

(22)

草津市立  
少年センター  
所長  
印

草津市教育委員会事務局長  
策  
印

(7)

草津市教育委員会事務局長  
務代理者  
印

(11)

草津市立  
学校  
所長  
印

(15)

滋賀県草津市立  
小学校  
校長  
印

(19)

草津市立  
中学校  
校長  
印

草津市教育委員会事務局長  
印

(8)

草津市教育委員会事務局長  
印

(12)

草津市立  
図書館  
館長  
印

(16)

滋賀県草津市立  
小学校  
校長  
印

(20)

草津市史跡  
本陣  
館長  
印

(草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部改正)

第3条 草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則(昭和58年草津市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表事務職員の項中「教育部長」を「政策監、教育部長」に改め、同表教員の項中「教育研究所指導主事」の右に「副園長、総括教諭、副総括教諭」を加える。

(草津市教育委員会附属機関運営規則の一部改正)

第4条 草津市教育委員会附属機関運営規則(平成25年草津市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中草津市立小・中学校校名等選定委員会の項中「開校準備室」を「教育総務課」に改める。

(草津市立幼稚園規則の一部改正)

第5条 草津市立幼稚園規則(昭和55年草津市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「教頭」を「副園長」に改め、同項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同項第2号中「主任」を「主任教諭」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 総括教諭

(3) 副総括教諭

第8条の次に次の1条を加える。

(幼稚園長の専決)

第8条の2 幼稚園長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 教育課程に関すること。

(2) 幼稚園利用者負担額等の徴収に関すること。

(3) 幼稚園の維持管理に関すること。

(4) 草津市事務決裁規程(昭和59年草津市訓令第13号)別表(1)および(3)に掲げる課長の専決事項

2 前項の事務であつて、異例または重要と認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

(草津市立図書館管理規則の一部改正)

第6条 草津市立図書館管理規則(昭和58年草津市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第19号を削り、第20号を第19号とする。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正（昭和41年草津市教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
<p>第1条（略） （組織）</p> <p>第2条 事務局に次の課等を置く。 教育総務課</p> <p>生涯学習課 スポーツ保健課 文化財保護課 学校教育課 学校政策推進課</p> <p>2（略） （事務分掌）</p> <p>第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。</p>		<p>第1条（略） （組織）</p> <p>第2条 事務局に次の課等を置く。 教育総務課 <u>開校準備室</u> / 生涯学習課 スポーツ保健課 文化財保護課 学校教育課 学校政策推進課</p> <p>2（略） （事務分掌）</p> <p>第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	
教育総務課	(1) ～ (21) (略)	教育総務課	(1) ～ (21) (略)
生涯学習課	(1) ～ (22) (略)	<u>開校準備室</u>	(1) ～ (3) (略)
スポーツ保健課	(1) ～ (19) (略)	生涯学習課	(1) ～ (22) (略)
文化財保護課	(1) ～ (10) (略) (11) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関すること。 (12) <u>所属する教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。</u> (13) 課の一般庶務に関すること。	スポーツ保健課	(1) ～ (19) (略)
		文化財保護課	(1) ～ (10) (略) (11) 所管に係る財産の取得、管理および処分に関すること。  (12) 課の一般庶務に関すること。

改正後 (案)		現行	
学校教育課	(1) ~ (29) (略) (30) <u>校種間連携に関すること。</u> (31) <u>大学・大学院との連携に関すること。</u> (32) <u>児童通学支援事業に関すること。</u> (33) <u>学校の設置および廃止に関すること。</u> (34) <u>所管にかかる財務管理に関すること。</u> (35) <u>所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。</u> (36) <u>課の一般庶務に関すること。</u>	学校教育課	(1) ~ (29) (略) (30) <u>児童通学支援事業に関すること。</u> (31) <u>学校の設置および廃止に関すること。</u> (32) <u>所管にかかる財務管理に関すること。</u> (33) <u>所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。</u> (34) <u>課の一般庶務に関すること。</u>
学校政策推進課	(1) <u>学校教育の指導助言に関すること。(学校教育課の所管する事務を除く)</u> (2) <u>I C T環境の整備および管理運営教育に関すること。</u> (3) <u>I C T環境を活用した授業改善に関すること。</u> (4) <u>I C T環境を活用した業務改善に関すること。</u> (5) <u>児童生徒の学力調査に関すること。</u> (6) <u>児童生徒の学力向上に関すること。</u> (7) <u>特色ある学校政策に関すること。</u> (8) <u>学校と地域の連携に関すること。</u> (9) <u>学校図書館教育に関すること。</u> (10) <u>各種体験学習に関すること。</u> (11) <u>所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。(学校教育課の所管する事務を除く)</u> (12) <u>課の一般庶務に関すること</u>	学校政策推進課	(1) <u>I C T教育に関すること。</u> (2) <u>児童生徒の学力調査に関すること。</u> (3) <u>特色ある学校政策に関すること。</u> (4) <u>小中連携に関すること。</u> (5) <u>学校と地域の連携に関すること。</u> (6) <u>学校と大学・企業連携に関すること。</u> (7) <u>就学前教育に関すること。</u> (8) <u>課の一般庶務に関すること。</u>

改正後 (案)	現行
<p>第4条 事務局に教育部長、教育部副部長を置き、課、室に課長、室長を置く。ただし、必要に応じ事務局に政策監、教育部理事、主監、課、室に参事、副参事、専門員を置くことができる。</p> <p>2. 前項に掲げる者のほか必要があると認めるときは、その他の職員を置くことができる。</p> <p>3～10 (略)</p>	<p>第4条 事務局に教育部長、教育部副部長を置き、課、室に課長、室長を置く。ただし、必要に応じ事務局に教育部理事、主監、課、室に参事、副参事、専門員を置くことができる</p> <p>2. 前項に掲げる者のほか必要があると認めるときは、その他の職員を置くことができる。</p> <p>3～10 (略)</p>

草津市教育委員会公印規則の一部改正（平成4年草津市教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）						現行					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
公印番号	公印の名称	ひな型番号	寸法（ミリメートル）	用途	管理者	公印番号	公印の名称	ひな型番号	寸法（ミリメートル）	用途	管理者
1	草津市教育委員会印	1	方30	委員会名をもって発する文書用	教育総務課長	1	草津市教育委員会印	1	方30	委員会名をもって発する文書用	教育総務課長
2	草津市教育委員会教育長印	2	方21	教育長名をもって発する文書用		2	草津市教育委員会教育長印	2	方21	教育長名をもって発する文書用	
3	草津市教育委員会事務局政策監之印	3	方21	政策監をもって発する文書用		3	草津市教育委員会事務局教育部長之印	3	方21	部長名をもって発する文書用	
4	草津市教育委員会事務局教育部長之印	4	方21	部長名をもって発する文書用		4	草津市教育委員会	4	方21	教育部理事名を	
5	草津市教育委員会	5	方21	教育部理事名を	学校教育	4	草津市教育委員会	4	方21	教育部理事名を	学校教育

改正後（案）

	事務局教育部理事 之印			もって発する文 書用	課長
6	草津市教育委員会 事務局教育部副部 長之印	6	方 2 1	教育部副部長名 をもつて発する 文書用	各教育部 副部長所 管所属内 の連絡調 整を所管 する所属 長
7	草津市教育委員会 教育長職務代理者 印	7	方 2 1	職務代理者名を もつて発する文 書用	教育総務 課長
8	草津市教育委員会 事務局各課、室長 之印	8	方 2 1	課、室長名をも つて発する文書 用	各課、室 長
9	草津市立各公民館 長之印	9	方 2 1	館長名をもつて 発する文書用	各公民館 長

現行

	事務局教育部理事 之印			もって発する文 書用	課長
5	草津市教育委員会 事務局教育部副部 長之印	5	方 2 1	教育部副部長名 をもつて発する 文書用	各教育部 副部長所 管所属内 の連絡調 整を所管 する所属 長
6	草津市教育委員会 教育長職務代理者 印	6	方 2 1	職務代理者名を もつて発する文 書用	教育総務 課長
7	草津市教育委員会 事務局各課、室長 之印	7	方 2 1	課、室長名をも つて発する文書 用	各課、室 長
8	草津市立各公民館 長之印	8	方 2 1	館長名をもつて 発する文書用	各公民館 長

## 改正後 (案)

10	草津市立教育研究所長之印	10	方21	所長名をもって発する文書用	学校教育課長
11	草津市学校給食センター所長之印	11	方18	所長名をもって発する文書用	学校給食センター所長
12	草津市立図書館長之印	12	方21	館長名をもって発する文書用	図書館長
13	滋賀県草津市立各幼稚園之印	13	方30	修了証書用	各幼稚園長
14	滋賀県草津市立各幼稚園長之印	14	方18	園長名をもって発する文書用	
15	滋賀県草津市立各小学校	15	方60	卒業証書用	各小学校長
16	滋賀県草津市立各小学校長之印	16	方18	学校長名をもって発する文書用	

## 現行

9	草津市立教育研究所長之印	9	方21	所長名をもって発する文書用	学校教育課長
10	草津市学校給食センター所長之印	10	方18	所長名をもって発する文書用	学校給食センター所長
11	草津市立図書館長之印	11	方21	館長名をもって発する文書用	図書館長
12	滋賀県草津市立各幼稚園之印	12	方30	修了証書用	各幼稚園長
13	滋賀県草津市立各幼稚園長之印	13	方18	園長名をもって発する文書用	
14	滋賀県草津市立各小学校	14	方60	卒業証書用	各小学校長
15	滋賀県草津市立各小学校長之印	15	方18	学校長名をもって発する文書用	



改正後 (案)					現行				
1 7	滋賀県草津市立各 中学校	1 7	方60	卒業証書用	各中学校 長	1 6	方60	卒業証書用	各中学校 長
1 8	滋賀県草津市立各 中学校長之印	1 8	方18	学校長名をもつ て発する文書用		1 7	方18	学校長名をもつ て発する文書用	
1 9	草津市立草津宿街 道交流館長之印	1 9	方18	館長名をもって 発する文書用	草津宿街 道交流館 長	1 8	方18	館長名をもって 発する文書用	草津宿街 道交流館 長
2 0	草津市史跡草津宿 本陣館長之印	2 0	方21	館長名をもって 発する文書用	草津宿本 陣館長	1 9	方21	館長名をもって 発する文書用	草津宿本 陣館長
2 1	草津市立南草津図 書館長之印	2 1	方21	館長名をもって 発する文書用	南草津図 書館長	2 0	方21	館長名をもって 発する文書用	南草津図 書館長
2 2	草津市立少年セン ター所長之印	2 2	方21	所長名をもって 発する文書用	少年セン ター所長	2 1	方21	所長名をもって 発する文書用	少年セン ター所長

改正後 (案)

別表第 2 (第 2 条關係)

- |  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| (1)<br>國 教 耶<br>會 育 津<br>印 委 市                   | (2)<br>教 育 耶<br>育 委 津<br>長 員 市<br>印 會 教            | (3)<br>政 策 監 之 印<br>員 會 事 務 局<br>草 津 市 教 育 委   | (4)<br>育 部 長 之 印<br>員 會 事 務 局 教<br>草 津 市 教 育 委 |
| (5)<br>育 部 理 事 之 印<br>員 會 事 務 局 教<br>草 津 市 教 育 委 | (6)<br>副 部 長 之 印<br>事 務 局 教 育 部<br>草 津 市 教 育 委 員 會 | (7)<br>務 代 理 者 印<br>員 會 事 務 局 教<br>草 津 市 教 育 委 | (8)<br>○ 課 長 之 印<br>員 會 事 務 局 教<br>草 津 市 教 育 委 |
| (9)<br>館 長 之 印<br>○ 耶 津 市 立<br>○ 公 民 立           | (10)<br>所 長 之 印<br>教 育 研 究<br>耶 津 市 立              | (11)<br>所 長 之 印<br>セ ン タ ー<br>耶 津 市 學 務 局 長    | (12)<br>之 印<br>國 香 館 長<br>耶 津 市 立              |
| (13)<br>園 之 印<br>○ 幼 稚<br>滋 賀 縣 耶 津 市 立          | (14)<br>園 長 之 印<br>○ 幼 稚<br>滋 賀 縣 耶 津 市 立          | (15)<br>○ 小 學 校<br>滋 賀 縣 耶 津 市 立               | (16)<br>校 長 之 印<br>○ 小 學<br>滋 賀 縣 耶 津 市 立      |
| (17)<br>○ 中 學 校<br>滋 賀 縣 耶 津 市 立                 | (18)<br>校 長 之 印<br>○ 中 學<br>滋 賀 縣 耶 津 市 立          | (19)<br>館 長 之 印<br>原 耶 津 市 立<br>交 流 宿 立        | (20)<br>館 長 之 印<br>耶 津 市 史 跡<br>本 陣            |
| (21)   | (22)   |  |  |

現行

別表第 2 (第 2 条關係)

- |  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| (1)<br>國 教 耶<br>會 育 津<br>印 委 市                     | (2)<br>教 育 耶<br>育 委 津<br>長 員 市<br>印 會 教        | (3)<br>育 部 長 之 印<br>員 會 事 務 局 教<br>草 津 市 教 育 委 | (4)<br>育 部 理 事 之 印<br>員 會 事 務 局 教<br>草 津 市 教 育 委 |
| (5)<br>副 部 長 之 印<br>事 務 局 教 育 部<br>草 津 市 教 育 委 員 會 | (6)<br>務 代 理 者 印<br>員 會 事 務 局 教<br>草 津 市 教 育 委 | (7)<br>○ 課 長 之 印<br>員 會 事 務 局 教<br>草 津 市 教 育 委 | (8)<br>館 長 之 印<br>○ 耶 津 市 立<br>○ 公 民 立           |
| (9)<br>所 長 之 印<br>教 育 研 究<br>耶 津 市 立               | (10)<br>所 長 之 印<br>セ ン タ ー<br>耶 津 市 學 務 局 長    | (11)<br>之 印<br>國 香 館 長<br>耶 津 市 立              | (12)<br>園 之 印<br>○ 幼 稚<br>滋 賀 縣 耶 津 市 立          |
| (13)<br>園 長 之 印<br>○ 幼 稚<br>滋 賀 縣 耶 津 市 立          | (14)<br>○ 小 學 校<br>滋 賀 縣 耶 津 市 立               | (15)<br>校 長 之 印<br>○ 小 學<br>滋 賀 縣 耶 津 市 立      | (16)<br>○ 中 學 校<br>滋 賀 縣 耶 津 市 立                 |
| (17)<br>校 長 之 印<br>○ 中 學<br>滋 賀 縣 耶 津 市 立          | (18)<br>館 長 之 印<br>原 耶 津 市 立<br>交 流 宿 立        | (19)<br>館 長 之 印<br>耶 津 市 史 跡<br>本 陣            | (20)<br>館 長 之 印<br>耶 津 市 史 跡<br>國 香 立            |
| (21)   |  |  |  |

改正後 (案)	現行
<div data-bbox="286 341 409 456" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">           草津市立 南五油回香 結長之印         </div> <div data-bbox="504 341 622 456" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center; margin-left: 100px;">           五津市立 少年センター 所長之印         </div>	<div data-bbox="1182 346 1305 460" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">           五津市立 少年センター 所長之印         </div>

草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部改正（昭和58年草津市教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
<p>（補職名）</p> <p>第3条 前条の事務職員、技術職員および教員は、次の表に掲げる補職名を用いる。</p>		<p>（補職名）</p> <p>第3条 前条の事務職員、技術職員および教員は、次の表に掲げる補職名を用いる。</p>	
職名	補職名	職名	補職名
事務職員	政策監、教育部長、教育部理事、教育部副部長、主監、室長、課長、参事、所長、館長、副参事、副館長、専門員、主査、主任、主事	事務職員	教育部長、教育部理事、教育部副部長、主監、室長、課長、参事、所長、館長、副参事、副館長、専門員、主査、主任、主事
技術職員	室長、課長、参事、所長、館長、副参事、専門員、主査、主任、主事、栄養士	技術職員	室長、課長、参事、所長、館長、副参事、専門員、主査、主任、主事、栄養士
教員	教頭、主幹教諭、研究主事、教育研究所指導主事、副園長、総括教諭、副総括教諭、主任教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師	教員	教頭、主幹教諭、研究主事、教育研究所指導主事、主任教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部改正（平成25年草津市教育委員会規則第2号） 新旧対照表

改正後（案）			現行		
別表第1（第2条・第9条関係）			別表第1（第2条・第9条関係）		
附属機関の名称	委員資格者	所属	附属機関の名称	委員資格者	所属
(略)			(略)		
草津市立小・中学校 校名等選定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 関係する地域住民を代表する者 (4) 公募市民 (5) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 教育総務課	草津市立小・中学校 校名等選定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 関係する地域住民を代表する者 (4) 公募市民 (5) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 開校準備室
(略)			(略)		

草津市立幼稚園規則の一部改正（昭和55年草津市教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第7条（略） （職員）</p> <p>第8条 草津市立幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、置くことができる職員は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) <u>副園長</u></p> <p>(2) <u>総括教諭</u></p> <p>(3) <u>副総括教諭</u></p> <p>(4) <u>主任教諭</u></p> <p>(5) <u>養護教諭</u></p> <p>(6) <u>講師</u></p> <p>(7) <u>その他必要な職員</u></p> <p>2 職員の職務は、園長が定める。</p> <p><u>（幼稚園長の専決）</u></p> <p><u>第8条の2 幼稚園長は、次に掲げる事項を専決することができる。</u></p> <p>(1) <u>教育課程に関すること。</u></p> <p>(2) <u>幼稚園利用者負担額等の徴収に関すること。</u></p> <p>(3) <u>幼稚園の維持管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>草津市事務決裁規程（昭和59年草津市訓令第13号）別表（1）および（3）に掲げる課長の専決事項</u></p> <p>2 <u>前項の事務であつて、異例または重要と認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。</u></p>	<p>第1条～第7条（略） （職員）</p> <p>第8条 草津市立幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、置くことができる職員は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) <u>教頭</u></p> <p>(2) <u>主任</u></p> <p>(3) <u>養護教諭</u></p> <p>(4) <u>講師</u></p> <p>(5) <u>その他必要な職員</u></p> <p>2 職員の職務は、園長が定める。</p>

草津市立図書館管理規則の一部改正（昭和58年草津市教育委員会規則第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第4条（略） （所掌事務および設置）</p> <p>第5条 図書館の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（18）（略）</p> <p><u>（19）</u> 地域図書館活動の援助に関すること。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条～第24条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （所掌事務および設置）</p> <p>第5条 図書館の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（18）（略）</p> <p><u>（19）</u> <u>視聴覚ライブラリーに関すること。</u></p> <p><u>（20）</u> 地域図書館活動の援助に関すること。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条～第24条（略）</p>

# 人事異動内示

平成28年3月28日

草 津 市



新 任	旧 任	氏 名	備 考 式
○ 副部長級			
教育委員会事務局教育部副部長 （歴史文化担当）兼草津宿街道交 流館長兼史跡草津宿本陣館長	教育委員会事務局教育部副部長 （街道交流担当）兼草津宿街道交 流館長兼史跡草津宿本陣館長	八杉 淳	補職替 ○
○ 課長級			
総合政策部広報課長	教育委員会事務局生涯学習課長	奥谷 美津子	
総合政策部人権政策課長	人権センター所長兼教育委員会事 務局学校教育課参事	須原 正哲	
人権センター所長兼教育委員会事 務局学校教育課参事	クリーンセンター所長	青木 敏高	
人権センター参事	教育委員会事務局スポーツ保健課 参事兼学校給食センター所長	青野 泰代	
草津市民センター所長兼草津公民 館長兼まちづくり協働課参事	子ども家庭部子ども子育て推進室 副参事	小川 晃	昇格
老上市民センター所長兼老上公民 館長兼まちづくり協働課参事	橋岡会館参事	岸本 逸子	
老上西市民センター所長兼老上西 公民館長兼まちづくり協働課参事	老上市民センター所長兼老上公民 館長兼まちづくり協働課参事	久泉 和久	
南笠東市民センター所長兼南笠東 公民館長兼まちづくり協働課参事	健康福祉部健康増進課副参事	舟木 朋宏	昇格
山田市民センター所長兼山田公民 館長兼まちづくり協働課参事	山田市民センター副参事兼山田公 民館副参事	奥村 眞也	昇格
笠縫東市民センター所長兼笠縫東 公民館長兼まちづくり協働課参事	総合政策部男女共同参画室副参事	松本 保夫	昇格
環境経済部ごみ減量推進課参事	志津市民センター所長兼志津公民 館長兼まちづくり協働課参事	米田 守	
笠縫東こども園長	笠縫東幼稚園長	福井 恵子	組織改
志津幼稚園長	矢倉幼稚園長	三上 弘美	
大路幼稚園長	老上幼稚園長	河井 明美	
老上幼稚園長	志津幼稚園長	北島 敬子	
笠縫幼稚園長	子ども家庭部幼児課参事兼草津第 二保育所長	奥田 和美	
会計課長	笠縫東市民センター所長兼笠縫東 公民館長兼まちづくり協働課参事	田中 宏幸	
教育委員会事務局教育総務課参事	教育委員会事務局教育総務課副参 事	松浦 正樹	昇格
教育委員会事務局生涯学習課長	総務部納税課長兼総合政策部情報 政策課参事	増田 高志	

新 任	旧 任	氏 名	備考 式
教育委員会事務局生涯学習課参事	教育委員会事務局生涯学習課副参事	吉田 万里	昇格
教育委員会事務局スポーツ保健課参事兼学校給食センター所長	草津市民センター所長兼草津公民館館長兼まちづくり協働課参事	宇野 秀樹	
教育委員会事務局文化財保護課長	教育委員会事務局文化財保護課参事	藤居 朗	補職替
教育委員会事務局学校教育課長兼人権センター参事	教育委員会事務局学校教育課参事	時岡 善也	補職替
○ 副参事級			
健康福祉部社会福祉課副参事	教育委員会事務局開校準備室副参事	廣政 孝幸	
健康福祉部障害福祉課副参事	教育委員会事務局スポーツ保健課副参事	藤崎 篤	
笠縫東こども園副園長	笠縫東幼稚園教頭	中川 珠紀	昇格
中央幼稚園副園長	中央幼稚園教頭	東郷 康代	昇格
大路幼稚園副園長	大路幼稚園教頭	徳田 景子	昇格
矢倉幼稚園副園長	矢倉幼稚園教頭	居松 由里	昇格
老上幼稚園副園長	老上幼稚園教頭	角 明美	昇格
玉川幼稚園副園長	常盤幼稚園教頭	宗次 奈巳	昇格
笠縫幼稚園副園長	笠縫幼稚園教頭	檜崎 香	昇格
建設部道路課副参事	笠縫市民センター副参事兼笠縫公民館副参事	吉田 泰啓	
教育委員会事務局教育総務課副参事	まちづくり協働部まちづくり協働課専門員	森下 康二	昇格
草津宿街道交流館副参事兼史跡草津宿本陣副参事兼教育委員会事務局文化財保護課副参事	教育委員会事務局文化財保護課副参事兼草津宿街道交流館副参事兼史跡草津宿本陣副参事	岩間 一水	
教育委員会事務局学校教育課副参事	教育委員会事務局学校教育課専門員	楠見 丹生子	昇格
○ 専門員級			
総務部財政課専門員	教育委員会事務局学校政策推進課専門員	吉川 航	
総務部税務課専門員	教育委員会事務局教育総務課専門員	大西 奈穂	
志津市民センター専門員兼志津公民館専門員	子ども家庭部子ども家庭課専門員	佐々木 弘和	
矢倉市民センター専門員兼矢倉公民館専門員	上下水道部給排水課主査	吉田 邦彦	昇格

新 任	旧 任	氏 名	備考 式
笠縫市民センター専門員兼笠縫公民館専門員	草津宿街道交流館専門員兼史跡草津宿本陣専門員	三矢 和利	
まちづくり協働部市民課専門員	教育委員会事務局教育総務課専門員	塚原 和宏	
笠縫東こども園総括教諭	草津保育所総括保育士	関 正朗	
志津幼稚園総括教諭	志津幼稚園主任教諭	管 久美子	昇格
山田幼稚園総括教諭	第三保育所総括保育士	竹村 文代	
常盤幼稚園総括教諭	山田幼稚園主任教諭	山川 貴子	昇格
少年センター専門員	少年センター主査	武田 純	昇格
教育委員会事務局スポーツ保健課専門員	教育委員会事務局スポーツ保健課主査	新庄 貴史	昇格
教育委員会事務局スポーツ保健課専門員	総合政策部企画調整課専門員	片岡 節哉	
南草津図書館専門員	南草津図書館主査	濱 加代子	昇格
○ 主査級			
笠縫東こども園副総括教諭	笠縫東幼稚園教諭	木村 悠香	組織改
草津保育所副総括保育士	玉川幼稚園教諭	伊藤 華子	
矢倉幼稚園副総括教諭	中央幼稚園教諭	武田 幸恵	
山田幼稚園副総括教諭	玉川幼稚園主任教諭	田辺 祐嗣	
常盤幼稚園副総括教諭	第五保育所副総括保育士	岩見 早紀	
常盤幼稚園副総括教諭	山田幼稚園教諭	元 優子	
都市計画部開発調整課主査	教育委員会事務局生涯学習課主査	山田 貴彦	
教育委員会事務局生涯学習課主査	健康福祉部臨時給付金推進室主査	小島 裕久	
図書館主査	まちづくり協働部市民課主査	三浦 絵美	
○ 一般職級			
総合政策部企画調整課主任	教育委員会事務局教育総務課主任	直井 和憲	
クリーンセンター主任	図書館主任	矢野 敬司	
健康福祉部保険年金課主任	教育委員会事務局学校教育課主任	河野 紗依	
笠縫東こども園主任教諭	笠縫東幼稚園教諭	北出 麻理子	組織改
笠縫東こども園主任教諭	笠縫東幼稚園教諭	杉原 菜央	組織改
志津幼稚園主任教諭	笠縫幼稚園教諭	北川 優紀	
中央幼稚園主任教諭	老上幼稚園教諭	都築 千暁	

新 任	旧 任	氏 名	備考 式
中央幼稚園主任教諭	大路幼稚園教諭	宮崎 まりえ	
老上幼稚園主任教諭	矢倉幼稚園教諭	力石 さやか	
老上幼稚園主任教諭	中央幼稚園教諭	澤井 春奈	
玉川幼稚園主任教諭	第六保育所保育士	吉門 愛実	
山田幼稚園主任教諭（新田会館）	笠縫東幼稚園教諭	久田 有希	
教育委員会事務局教育総務課主任	教育委員会事務局開校準備室主任	木下 祥吾	
教育委員会事務局生涯学習課主任	まちづくり協働部まちづくり協働課主任	松岡 秀樹	
教育委員会事務局学校教育課主任	総務部税務課主任	三谷 啓誉	
教育委員会事務局学校政策推進課主任	子ども家庭部子ども子育て推進室主任	山本 美稀	

（他機関からの職員分）

文部科学省からの派遣職員

新 任	旧 任	氏 名	備考
教育委員会事務局政策監	文部科学省	佐々木 寧 ささき なる	

新規採用

新 任	氏 名	備 考
○ 一般職級		
笠縫東こども園教諭	しんじょう 新庄 あかり	
志津幼稚園教諭	ふじき きおり 藤木 佐織	
大路幼稚園教諭	たにぐち ゆかり 谷口 ゆかり	
矢倉幼稚園教諭	うえの ゆうき 上野 結城	
玉川幼稚園教諭	ひらい ゆか 平井 優香	
山田幼稚園教諭	つじ ちあき 辻 千晶	
笠縫幼稚園教諭	にしまつ ゆり 西松 優里	
常盤幼稚園教諭	わたなべ ひとみ 渡辺 ひとみ	
教育委員会事務局教育総務課主事	いわせ まさみ 岩瀬 雅美	
草津宿街道交流館主事兼史跡草津宿本陣主事	とみた ゆうこ 富田 由布子	
図書館主事	むらた ありさ 村田 有里紗	

再任用(平成28年度新規)

新 任	旧 任	氏 名	備 考
笠縫東こども園主任教諭		遠藤 貴美代	
教育委員会事務局教育総務課主任		田中 伸人	
南草津図書館主任		大西 清和	

再任用(平成28年度異動)

新 任	旧 任	氏 名	備 考
教育委員会事務局スポーツ保健課 参与	教育委員会事務局開校準備室参与	原田 正宏	

平成28年3月31日付退職者

職	氏名	役職名等
○課長級	大西 清和 谷口 智樹	南笠東市民センター所長兼南笠東公民館長兼まちづくり協働課参事 教育委員会事務局文化財保護課長
○副参事級	堀江 ちゆき 田中 伸人	矢倉市民センター副参事兼矢倉公民館副参事 教育委員会事務局教育総務課副参事
○主査級	北中 恭裕	教育委員会事務局文化財保護課主査



※解禁日：4月1日付 朝刊

（滋賀県教育委員会による異動分）

新 任	旧 任	氏 名
教育委員会事務局教育部理事	高穂中学校校長	なかせ きたし 中瀬 悟嗣
教育委員会事務局学校教育課参事	老上小学教頭	きょうちか たけし 京近 武史
人権センター専門員兼教育委員会事務局学校教育課専門員	草津第二小学校教諭	きむら まなぶ 木村 学
教育委員会事務局学校教育課専門員	滋賀県教育委員会	のせ めぐみ 野瀬 めぐみ
（滋賀県教育委員会への復帰）		
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局教育部理事	宮地 均
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課長兼人権センター参事	藤野 利也
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課副参事	井上 忠之
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局開校準備室専門員	杉田 信一
滋賀県教育委員会	人権センター主査兼教育委員会事務局学校教育課主査	丸山 貴洋